

## 自由金利型定期預金（M型）自動継続型規定【複利型】

### 1.（自動継続）

- (1) この預金は、通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳・証書記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方式で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
- (2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、通帳式の場合、当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日以降に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払（ただし、この預金の預入金額又は一部支払の結果残りの金額が300万円以上で満期日前に一部支払の結果残りの金額が300万円未満となる一部支払はできません。）する場合にも、支払する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部支払する預金の元金とともに支払います。

また、一部支払後の残りの預金について、満期日前に解約又は一部支払する場合も同様に取扱います。

#### ①預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%

- C. 1年以上6か月未満 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

②預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 約定日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×40%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×50%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×60%

③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×30%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×30%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×50%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×60%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)